

都営地下鉄駅構内 多機能ロッカー設置者 公募要項

一般財団法人東京都営交通協力会では、都営地下鉄駅構内において、以下のとおり多機能ロッカーの設置予定者を募集します。

なお、この公募要項内において、多機能ロッカー設置予定者を「設置者」、東京都交通局を「交通局」、一般財団法人東京都営交通協力会を「協力会」と記載します。

第 1 公募の概要

1 設置場所

① 都営大江戸線「都庁前駅」地下 1 階改札外コンコース
設置位置参考図面（別紙 1-1）

② 都営大江戸線「上野御徒町駅」地下 1 階改札外コンコース
設置位置参考図面（別紙 1-2）

を参照してください。

各種の許認可関係により設置位置を予定駅構内で調整または設置が不可能となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

2 募集機器

多機能ロッカー

- (1) 今回募集する多機能ロッカーとは、荷物一時預かりサービス及びホテルへの荷物配送サービスを利用できるものとします。
- (2) 荷物一時預かりサービス及びホテルへの荷物配送サービス以外の機能については、協力会と協議の上、サービスを追加できるものとします。
- (3) 取り扱うことのできる荷物は、次に掲げるものを除くものとします。

ア 冷蔵及び冷凍が必要なもの

イ 花火、灯油、ガスボンベ、シンナーなどの発火性、引火性、揮発性のある物品又は火薬類その他の危険品

ウ 犬、猫及び小鳥等の生動物

エ 毒物及び劇薬類

オ 銃砲刀剣類

カ 現金

キ その他法令に基づき移動又は頒布を禁止されたもの

ク その他交通局が不適当と認めるもの

(4) 多機能ロッカーの最大寸法（幅、奥行、高さ）については、（別紙 1-1）及び（別紙 1-2）のとおりとします。

(5) 設置する多機能ロッカーは、P A S M O 電子マネー対応機に加えて、多言語表示に対応するものとします。

3 設置までの主なスケジュール

・応募書類の受付	2026 年 11 月 2 日（月）消印有効
▼	
・設置者の決定	2026 年 11 月中旬 採用・不採用については、応募者全員に文書で通知します。
▼	
・設置図面作成 ・行政財産使用許可申請	2026 年 12 月以降 設置者が詳細図面を作成します。 協力会が交通局に対し行政財産使用許可申請手続きを行います。
▼	
・道路占用許可申請 ・業務委託契約締結	2027 年 1 月以降 協力会が道路管理者に対し、道路占用許可申請手続きを行います。 協力会と設置者との間で業務委託契約を締結します。
▼	
設置工事	2027 年 2 月以降 設置者により多機能ロッカー設置工事を行います。 ※日程は要調整

第 2 応募資格・条件

1 応募資格（応募者の条件）

以下の(1)～(7)を満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続の開始がされている又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にない者であること
- (3) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号から同条第 5 号に規定する者でないこと
- (4) 国税（法人税）及び都税（法人事業税）の滞納がないこと

- (5) 良質な商品及びサービスを安定して提供できる能力と実績を有する者であること
- (6) 過去に複数年にわたり、交通局若しくは他の鉄道事業者の駅構内又は商業施設等不特定多数が利用する施設において多機能ロッカーに関する業務を健全に運営している者であること
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのない者や、社会的信用を損なう行為をしていない者であること

2 契約条件

(1) 契約方法

設置者と協力会との契約は、協力会が交通局から行政財産使用の許可を得て行う多機能ロッカーに関する業務を、専門的なノウハウを持つ立場で受託する形態となります。設置者決定後、協力会との間で「業務委託契約」を締結します。

なお、設置者は、本場所における業務委託が借地借家法の適用を受けるものでないことを確認し、同法に基づく権利の主張又は異議を申し立てないものとします。

(2) 契約期間

初回契約期間は、2028年3月31日までとします。なお、初回契約期間中の契約解除は認めないものとします。また、初回契約期間終了後、運営状況等によっては、協力会の判断により契約更新を行わない場合があります。

3 費用負担

機器の設置及び運営に関して以下の費用を負担していただきます。

- (1) 多機能ロッカーの設置にかかる全ての費用（電源・配線工事費等の設置費（P A S M O 読取端末機器を含む。）、撤去の際の撤去費、移設の際の移設費、故障・破損・盗難・その他異常時における措置費等）

なお、電源・配線工事は、駅構内工事に精通した協力会が指定する業者にて施工して頂きます。

※今回の設置では、電源・配線工事实施の想定はしておりませんが、工事の必要が生じた場合、上記の取り扱いとさせていただきます。

電源・配線工事概算額表

駅 名	工事概算額(税込)
大江戸線都庁前駅	0 円
大江戸線上野御徒町駅	0 円

(2) 営業料

「第3 応募手続き」「2 提案内容」によりお支払いいただきます。

(3) 道路占用料

下表を参照してください。(条例等の改正により金額が変わる場合があります。)

支払開始時期は、道路占用許可開始日が属する月とし、初回は年度末までの占用料を一括払いでご負担いただきます。以後、年度ごとに占用料を協力会の請求に基づきご負担いただきます。

なお、契約を途中解除した場合は、残期間の道路占用料の返還は行わないものとします。

駅 名	管 理	道路占用料 (参考：2026 年度)
大江戸線都庁前駅	都道一建	60,000 円・㎡/年
大江戸線上野御徒町駅	都道六建	60,000 円・㎡/年

※道路占用の捉え方は、道路管理者の見解にもとづく。

(4) 光熱費

消費電力に基づき算出した光熱費をご負担いただきます。

(5) P A S M O (パスモ) 電子マネー関係費用

設置する多機能ロッカーについては、P A S M O 電子マネー対応機としていただきます。事業者には、交通局の P A S M O 電子マネー加盟店になっていただきます。具体的には、以下の対応をお願いします。

ア 交通局と P A S M O 電子マネーにおける加盟店契約を結んでいただきます。

※加盟店とは、電子マネーを利用できるように読取端末機器などを設置し、交通局と加盟店契約を結んだ事業者のことをいいます。

イ 対応機設置及び使用のための費用(通信費用等)は全てご負担いただきます。

ウ 原則加盟店手数料として、営業料とは別に、電子マネーでの売上金額の3%を交通局にお支払いいただきます。

(6) その他費用

機器の設置に伴い、鉄道施設及び設備の新增設や支障物移設等の工事が発生する場合は、別途費用を負担していただくことがあります

4 設置に係る条件等

(1) 構内供用時間

始発から終電まで

(2) 管理・運営責任

設置者は、設置者の責任において、多機能ロッカーの維持管理、機器の保守修理、多機能ロッカー周辺の整理整頓、長期滞留利用（別途保管）の荷物の回収及び引き渡し等の対応、売上金の回収及び報告等の業務を行うこととします。また、お客様の鍵紛失および機械故障時はお客様に対して迅速に対応することとします。

(3) 転倒防止

設置方法については、交通局及び協力会との事前協議によるものとします。

(4) 設置上の制限

ア 設置者は、設置する多機能ロッカーを受託業務以外の用に供することはできません。

イ 設置者は、多機能ロッカー設置の権利を、第三者に転貸等の行為をすることはできません。

ウ 設置者は、本体に、第三者の広告を掲示することはできません。

エ 設置者は、多機能ロッカーの設置スペース以外のスペースを使用することはできません。

(5) 清掃、メンテナンス、回収等

ア 多機能ロッカーの清掃・メンテナンス等は、駅の営業時間内(始発から終電まで)とします。

イ メンテナンス等に伴う駐車場は、設置者で用意するものとします。

(6) 原状回復

撤退時は設置スペースを原状に回復することを原則とし、その方法について設置者は、協力会及び交通局と協議することとします。

(7) 撤退時に、当該機についてのPASMO電子マネーにおける加盟店契約は、解除します。

(8) 損害賠償については、以下のとおりとします。

ア 設置者は、財産の使用にあたり、交通局や協力会又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならないこととします。

イ 駅構内において、停電・断水などの設備停止を伴うような工事や事故が発生し、設置者に損害が生じた場合、交通局及び協力会は一切の補償をしません。

ウ 各種の許認可関係など協力会及び交通局以外の第三者により、設置が不可能となった場合であっても、協力会及び交通局は、設置者は一切の補償をしません。

5 鉄道事業の優先

(1) 交通局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検、サービス向上のため

めの工事、駅躯体の漏水補修工事、又はこれらに伴う停電・断水作業に、設置者は協力してください。(保守点検に伴う駅停電は、月に数回程度ある場合があります。)

- (2) 鉄道施設の改修及び維持のため、多機能ロッカー設備を移設又は撤去する必要がある場合は、交通局及び協力会の指示に従ってください。
- (3) 交通局が事業上で設置場所が必要となる場合は、協力会は設置者との業務委託契約を解除し、使用財産を交通局に返還します。
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)に伴い、設置者財産物の移設・撤去・復旧等が生じた場合でも、これに要する費用は設置者が負担することとします。
- (5) 交通局及び管轄警察等からの依頼により、鉄道事業の安全を確保するため、多機能ロッカーの閉鎖をお願いする場合があります。この場合も一切の補償はいたしません。
- (6) 荷物の取り出し、駅構内での運搬、駅の外への搬出等、全てのオペレーションにおいて、駅でのルールに従ってください。

第3 応募手続き

1 応募書類の受付

(1) 提出書類

設置申込書（様式1～5）を提出してください。

(2) 応募書類の受付期間

2026年11月2日（月）の消印まで有効

(3) 応募書類の提出先

下記第5の応募書類郵送先に郵送してください。

※ 直接持参やFAX、メール等による応募書類の受付はいたしません。

※ 郵送物の送達確認は、下記第5の問い合わせ先にて電話で受け付けます。

※ 応募事業者書類の送達確認以外の内容は回答できませんので予めご了承ください。

2 提案内容

下記提案を含めた提出書類及び提出所用部数は、別紙2を参照してください。

(1) 営業料（固定営業料の提案）

ア 歩合営業料

月額売上（税抜）に対する歩率(%)を提案してください。

歩合営業料（税抜）	月額売上（税抜）×歩率
-----------	-------------

イ 固定営業料

下表の額以上で、固定営業料を提案してください。

固定営業料（税抜）	月額 8,600 円以上／1 筐体
-----------	-------------------

※月額売上とは、多機能ロッカーにおける、荷物預け入れ及び荷物預け入れの予約等、預け入れに関わる売上です。（ホテル配送サービスやその他付帯サービスの売り上げは勘案しないものとする。）

※同一操作盤で操作できれば1 筐体として扱います。

(2) 提案した固定営業料の算定根拠（売上見込額）

年間売上見込額 2027 年度(2027. 4～2028. 3)、2028 年度(2028. 4～2029. 3)、2029 年度(2029. 4～2030. 3)を提案してください。

※営業料算定の考え方

毎月の営業料は、「月額売上（税抜）×歩率＋消費税」とします。ただし、月の売上が売上分界額を超えない場合は、「固定営業料（税抜）＋消費税」とします。

詳しくは、**様式 2**を参照してください。

(3) 設置予定機器について

機械の型式、寸法、利用可能な決済方法、機能の特徴等を記載してください。

(4) 対応言語について

多言語表示の内容を記載してください。

(5) 維持管理体制について

故障やトラブル発生時のお客様への対応体制（対応に要する時間等も含む）、機器のメンテナンス体制等の提案をしてください。

(6) 多機能ロッカーの機能について

荷物一時預かり機能及びホテルへの荷物配送機能のほか、利用可能な機能やサービスについて記載してください。また、ホテルへの荷物配送機能について、対応するホテル数及び荷物預け入れから回収・配送までの目安時間・頻度を記載してください。

(7) その他のサービスについて

荷物一時預かりサービス及びホテル配送サービス以外の付帯サービスを実施

する意向がある場合は、申込書に記載して下さい。

(8) ラッピングについて

設置者が多機能ロッカーの筐体についてラッピングを希望する場合は、設置者の費用負担となります。ラッピングのデザインについては、交通局、協力会及び設置者で協議し決定するものとします。

3 注意事項

- (1) 応募書類の提出にあたっては、期日を厳守してください。受付期間後の応募書類の受付はできません。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 応募にかかる一切の費用については、応募者の負担とします。
- (4) 交通局及び協力会は、公平で厳正な審査を確保するため、本審査にかかる問い合わせには一切応じません。

第4 設置者の決定

1 審査及び決定

- (1) 設置者の決定は、応募者から提出された書類の内容について総合的に審査したうえで行います。
- (2) 応募者からの提案の内容について、必要に応じてヒアリング等を行います。

2 応募者への通知

採用・不採用については、応募者全員に文書で通知します。

3 設置者の決定を取り消す場合

以下の(1)～(4)の理由のいずれかに該当したとき

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかったとき
- (2) 設置者の決定から業務委託契約の手続きの間に、設置者について資金事情の変化等により多機能ロッカーによる業務の履行ができないとき
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為などを行なったとき
- (4) 本要項における「応募資格」に抵触していることが判明したとき

4 設置者決定後に設置者の意向により辞退した場合

辞退決定後、審査により決定した次点以下の者と協議します。

5 決定後の手続き

- (1) 設置者は決定後、速やかに設置に関する手続きを行うこととします。
- (2) 設置者は、協力会と業務委託契約を締結することとします。

第5 問い合わせ及び応募書類郵送先

〒136-0072 東京都江東区大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 2 階
一般財団法人東京都営交通協力会 コマース本部 公募担当
(TEL) 03-5609-2337
(FAX) 03-5609-2591
(Mail) merci_kobo@tkk.or.jp